

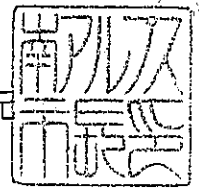


南ア国第2-32号

令和2年2月18日

南アルプス市国民健康保険運営協議会会長 様

南アルプス市長 金丸 一元



南アルプス市国民健康保険税について（諮問）

国民健康保険財政の安定した運営を図るため、国民健康保険税に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則（平成15年4月1日規則第80号）第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

1 保険税率等について

令和2年度の国民健康保険税の税率等（均等割額、平等割額、所得割率）は、据え置きとする。

2 保険税課税限度額の改定について

令和2年度の課税限度額について、令和2年度税制改正により地方税法施行令が改正された場合、次のとおり国の基準と同額とする。

(1) 基礎課税額分 6.3万円（前年度から2万円引き上げ）

(2) 介護納付金課税額分 1.7万円（前年度から1万円引き上げ）



南ア国運第2号
令和2年2月25日

南アルプス市長 金丸 一元 様

南アルプス市国民健康保険運営協議会

会長 和田 哲



南アルプス市国民健康保険税について（答申）

令和2年2月18日付け南ア国第2-32号で諮問のあったこのこと
について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1 保険税率等について

国民健康保険事業における収支見込み額を勘案し、原案どおり令和2
年度の国民健康保険税率等を改定しないことが適当であると認める。

2 保険税課税限度額の改定について

国民健康保険事業の安定的な運営のため、原案どおり令和2年度の課
税限度額を、次のとおり引き上げることが適当であると認める。

- (1) 基礎課税額分 63万円（前年度から2万円引き上げ）
- (2) 介護納付金課税額分 17万円（前年度から1万円引き上げ）